

6月1日～7日は
水道週間です

水道週間は、水道への理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善が目的の週間です。

市では、期間中に漏水調査を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、8月以降に延期します。実施日が決定次第、改めてお知らせします。

令和2年度全国スローガン「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

問合せ 市上水道課施設係

受水槽・高架水槽の定期的な清掃と点検を

3階建て以上のアパートやマンションには受水槽や高架水槽が設置されており、貯められた水をポンプで家庭まで送っています。受水槽や高架水槽を経由する給水方式を貯水水道といい、設置者には貯水槽の管理責任が定められています。年に1回以上の清掃と日常の定期的な点検を行ってください。

①ごみ・汚物などが周囲や上

部に置かれていないか
②貯水槽の外観に亀裂や破損はないか

③内部にごみ・沈殿物はないか

④水抜管・オーバーフロー管が、排水管などのほかの配管と直接連結されていないか

⑤オーバーフロー管・通気管の防虫網に破損はないか

⑥マンホールに施錠はしてあるか

⑦パッキンなどの劣化はないか

※屋外に設置してある貯水水槽は、自然災害の影響を受けやすいので、台風や大雨、強い地震の後には必ず点検を実施してください。

問合せ 市上水道課施設係

浄化槽補助金の交付要綱を改正しました

「人吉市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」の改正を行い、4月1日から施行しています。

主な改正点

①自治公民館（町内公民館）

に対して、衛生面の改善を図るため、単独浄化槽や汲り便槽から合併浄化槽へ

の転換を行う場合、補助金を交付する

②単独浄化槽や汲り便槽から合併浄化槽への転換を推進するため、現在の補助基本額に上乘せして補助金の交付を行う。

※詳しい内容はお問い合わせください。

問合せ 市下水道課事業係

児童扶養手当

5月支払い分を振り込みます

5月支払い分(3月～4月)の児童扶養手当は、5月11日(月)に指定の金融機関の口座に振り込みます。

昨年の現況届を提出していない人などは、支払いができません。至急手続きをしてください。

【児童扶養手当】

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立を助ける手当

問合せ 市福祉課児童福祉係

赤十字会員増強運動を延期します

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」として、「赤十字会員増強運動」を

全国の展開していますが、市では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延期します。皆さんのご理解とご協

愛がん飼養目的のメジロの捕獲はできません

力をお願いします。
問合せ 日本赤十字社人吉市地区(市福祉課内)

新型コロナウイルス感染症に伴うお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活や経営にお困りの皆さんへ、支援のお知らせです。
新型コロナウイルス感染症関連情報については、県ホームページをご覧ください。

一時的貸し付けが必要な人へ

社会福祉協議会では、一時的な貸付を必要とする世帯を対象に、無利子で保証人不要の緊急貸し付けを行っています。

最大20万円までの貸し付けを受けることができ、当初の1年間は返済不要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市社会福祉協議会 (☎24-9192)

国税が一時的に納付できない人へ

財産の損失を受けた場合や売上げの急減で納付資力が著しく低下した場合など、所定の要件に該当するときは、税務署に申請することで猶予制度が適用される場合があります。

制度などの詳細は、人吉税務署にお尋ねください。

問合せ 人吉税務署 (☎23-2311)

資金繰り支援を必要とする中小企業の皆さんへ

県では、売上が減少している中小企業者向けの融資制度を用意しています。

制度の詳細は、県ホームページをご確認ください。

■融資の申し込みや相談は、近くの商工会議所や商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関へお願いします。

※融資には金融機関や信用保証協会の審査があります。

問合せ 県商工振興金融課 (☎096-383-2314)

金融支援を必要とする農家などの皆さんへ

収入が減少している農林漁業者の皆さんを対象に、保証料不要で5年間の無利子貸し付けができる「緊急支援資金」を創設しました。

限度額1,000万円の借入れができ、返済期間は最大10年間で、当初3年間は返済不要です。詳しくはお問い合わせください。

※融資には金融機関の審査があります。
※日本政策金融公庫のセーフティネット資金の利用も可能です。詳しくは日本政策金融公庫熊本支店(096-353-3104)までご相談ください。

問合せ 県団体支援課 (☎096-333-2371)

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連した憶測やうわさに基づく行動は、不安をまおり、誰かを傷つけることにつながる恐れがあります。

市民の皆さんには次のようなことを心掛けるようお願いします。

- ネット上の誤った情報を安易に広めない
- 国や県、市町村が発信する正確な情報に基づいて判断、行動をする

問合せ 県人権センター (☎096-333-2300)



熊本県人権啓発キャラクター「コッコロ」

落ちたヒナは拾わないで!

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちていても、必ず親鳥が世話をします。拾わないでください。

野生鳥獣や鳥類の卵は、狩猟許可を受けた人以外の捕獲や殺傷、採取が禁止されています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 球磨地域振興局森林保全課 (☎24-4190)、市農林整備課林務係

